

大和市子どもの外遊びに関する基本条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、大和市（以下「市」という。）が実施する子どもの屋外での遊びに関する施策（以下「施策」という。）等について定め、市並びに市民及び市内事業者等（以下「市民等」という。）が、子どもの成長過程における外遊びの必要性及び重要性を認識し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに協力し、もって子どもの体力及び運動能力の向上並びに健やかな育成を図ることを目的とする。

【解説】

- ・本条はこの条例の目的が「子どもの体力及び運動能力の向上並びに健やかな育成を図ること」であることを定めています。
- ・「外遊び」には体力や運動能力の向上だけではなく、風邪などの病気にかかりにくくなり、また、自然とのふれあいを通して五感が刺激され、豊かな感性が育まれるなど、「心」と「身体」の双方の健康面において、様々な効果が期待できます。
- ・将来を担う子どもたちが心身ともに健康で育つことは大変重要であるため、「外遊び」に関する施策等を行政と市民等が一体となって推進し、子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりに協力することを市全体の意思として明確にするために、この基本条例を制定したものです。
- ・本条例上の「外遊び」とは社会通念上の一般的な解釈である「屋外で遊ぶこと、外で身体を動かしての遊び」のことです。
- ・なお、「市民」とは、「市内に居住する者」のことで、「市内事業者等」とは、「事業を営むもの、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの等」をいいます。
- ・また、「子ども」の年齢については、「外遊び」という概念の対象となると考えられる「乳幼児から中学生」までの子どもを主な対象としています。

(施策)

第2条 市は、次に掲げる施策を推進するよう努めるものとする。

- (1) 外遊びに関する意識啓発及び周知のほか、外遊びを促すための事業を行うこと。
- (2) 遊び場として利用可能な場所を確保するため、市民等に協力を求めること並びに当該場所の提供を受けた場合にこれを整備し、管理及び運営を行うこと。
- (3) 遊び場となる学校の校庭、公園等については、利用状況を勘案しながら子どもが可能な限り自由に遊べるよう配慮すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な措置を講じること。

【解説】

・外遊びの推進に取り組む市の施策と姿勢を示しています。

・**第1項について**

市民、とりわけ乳幼児から中学生までの子どもの保護者に対して、「外遊び」の必要性や重要性を、市の広報紙やホームページなどを活用して周知、啓発に努めます。

また、親子で楽しく外遊びができる事業や、市内の自然環境を活用した、仲間づくりができるような事業を推進するよう努めることを定めています。

なお現代において、子どもが「外遊び」をする際には、以前にも増して交通事故や不審者などに注意をする必要がありますので、外遊びをする際の注意事項についての周知、啓発にも努めます。

・**第2項について**

主に学校の校庭や公園等が外遊びのできる遊び場となりますが、市内には公園不足地域もあることから、市民から遊び場となる場所の提供を受けた場合には、緑の広場等として整備し、管理及び運営を行うよう努めることを定めています。

・**第3項について**

外遊びの場所となる学校の校庭や公園等において、利用状況を勘案しながら子どもが可能な限り自由に遊べるよう配慮することを定めています。

具体的には、現在、本市では子どもたちが通い慣れた小学校の施設を利用して、地域の皆様の協力を得て「場所（居場所）」と「仲間」と「時間」を確保し、学年を超えた集団での遊びを通して人間形成に必要とされる基本的な社会性、自主性、創造性を養うことを目的とした「放課後子ども教室（通称：放課後ひろば）」を開設しています。

活動場所は校庭・体育館・特別教室などですが、校庭を利用した遊びの中で外遊びができるよう配慮していきます。

また、公園においてはボール遊びもできるよう、地域のご意見を踏まえながら、防球ネットを設置する公園の整備を推進することにより、子ども達が自由に遊べるよう配慮をしていきます。

(市民等の協力)

第3条 市民等は、子どもが外遊びをすることの必要性及び重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・今後、市が外遊びに関する意識啓発や周知、外遊びを促すための事業を推進していく中で、行政と市民等が一体となり、市全体で将来を担う子どもたちの心と身体の健やかな成長のために外遊びを推進していけるよう、市民等の皆様にご協力をお願いするものです。
- ・市民の方々には可能な範囲で、公園などで外遊びをしている子どもたちの見守りをしていただいたり、外で遊ぶことの大切さを保護者の方や子どもたちに伝えていただけるようお願いするものです。
- ・また、公園や遊び場が少ない地域において、農地などの民有地をご提供いただいた場合には、子どもの遊び場や地域の行事などにも使用できる緑の広場などの整備へのご理解とご協力をお願いするものです。

(保護者の配慮事項)

第4条 小学生以下の児童及び幼児の保護者は、子どもが外遊びをするよう促すとともに、そのための時間が持てるよう配慮するものとする。

【解説】

- ・現代においては中学生のみならず、小学生たちも学校での勉強や塾、習い事など忙しい日々を送っている児童が増えており、外で遊ぶことは二の次と考えてしまいがちです。
- ・一方、乳幼児期は「走る」「跳ぶ」「投げる」など身体の基礎的な動きを身につける大切な時期であり、さらに小学生になると心臓をはじめとする内臓器官や骨、筋肉など、運動にかかわる身体の諸機能が著しく発達する時期であると言われています。
- ・その時期に、友達といろいろな外遊びを楽しんだり、さまざまな運動にチャレンジしたり、海や山など自然の中での活動に参加して、思いっきり身体を動かすことは、子どもの健全な成長には欠かせないものであると考えられます。
- ・そのため、小学生以下の保護者の方には、学習とのバランスも十分に考慮していただいたうえで、各ご家庭での状況にあわせて、様々な効果が期待できる外遊びの時間を持てるように、無理のない範囲でご配慮いただきたいという趣旨のものです。
- ・なお、本条において「小学生以下の児童及び幼児の保護者」と限定している理由としては、中学生になると、学習や部活動、塾などにさらに多忙となることから、保護者の方から一律に外遊びを促していただくことは困難な面があるためです。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・この条例の施行に関して規則等が必要となった場合に、別に定めることができるように設けています。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。